

業務委託仕様書

1 業務名

宮崎県インバウンド周遊動向等調査事業業務

2 目的

本事業では、ビッグデータ分析やインサイト調査を行い、多様化する外国人観光客の属性や移動手段、周遊動線、各スポットの評価等を把握し、調査結果の分析等を通じて、今後の観光施策や二次交通対策等について整理を行う。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年10月30日（金）まで

4 委託上限額

16,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

(1) 外国人旅行者の周遊動向把握のための人流データ分析

① 調査内容

- ・ ビッグデータを活用しながら、市町村・エリア別の属性や観光客数等について調査し、分析する。
- ・ 国籍や、訪問回数別の訪問地、県内の移動手段・ルート等、県内における外国人観光客の動態について調査し、分析する。

② 留意点

- ・ 本県に来訪した外国人観光客の人流等を把握するための手法について整理・説明すること（歴年で把握でき、比較的安価かつ容易に行えるものが望ましい）。
- ・ 季節ごとの動向を把握するため、調査対象期間はおおむね一年間とすること。
- ・ 属性や観光客数等に関するデータは、平易でわかりやすいものであること。
- ・ 国籍を分けて把握すること。
- ・ スポット単位での把握に努めること。
- ・ 観光や宿泊に関する多種多様な調査を行うこと。

【参考情報：宮崎県の調査実績例】

宮崎県観光推進課 観光入込客統計調査

(2) 外国人観光客の消費傾向等把握のための統計データ分析

① 調査内容

- ・ 観光庁の「インバウンド消費動向調査」個票データ（2025年）等を活用し、消費単価や費目別旅行支出等について分析する。

② 留意点

- ・ 本県に来訪した外国人観光客の消費傾向を把握するための分析と検証をどの

ように行うのかについて具体的に整理すること。

- ・ 「一般客」を対象とし、クルーズ客（※）を除いた評価とすること。
- ・ 国籍を分けて把握すること。
- ・ 本県における消費動向の特徴を把握できるよう、他都道府県との比較等を行うこと。

※ 出入国管理及び難民認定法第 14 条の 2 に基づく船舶観光上陸の許可を得た訪日外国人

(3) ソーシャルリスニング分析等による観光客の評価についての分析

調査内容

例えば Google マップや SNS 等の投稿内容や口コミ等のソーシャルリスニングや外国人観光客を対象としたアンケート調査により、訪日外国人の本県の観光施設や移動手段に対するニーズや評判等を把握する。

(4) 報告会の実施

調査の結果について、県内市町村・観光協会等向けの報告会を実施すること。

(5) 業務完了報告書及び概要レポートの作成（「7 成果物の提出」参照）

- ・ 調査結果について、宮崎県全域、エリア別、市町村別に集計するとともに、実施した調査研究の内容及びその分析手法などについてレポートとしてまとめる。
- ・ 今後策定する観光・都市魅力に係る戦略の基本コンセプトや、宮崎県の観光課題の解決につながる施策について参考例として提案する。
- ・ 国籍別の外国人旅行者のニーズと宮崎県の観光コンテンツとのマッチングなどについて提案する。
- ・ 受入環境整備の充実に向けた取組について提案する。

6 委託業務における留意事項

- ・ 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、宮崎県へ報告すること。
- ・ 調査にあたっては、国や民間の公表データを適宜活用すること。
- ・ 他都道府県等との比較ができるものについては、他都道府県の調査もあわせて実施すること。
- ・ 調査、研究、分析を適切に実施するためのスキルや経験を有する人員を配置すること。
- ・ 調査項目の設定や調査結果の収集・管理にあたっては、関係法令を遵守すること。
- ・ 過去に同種同規模の調査を実施した実績がある場合、その概要とともに示すこと。

7 成果物の提出

受託者が宮崎県へ提出する成果物は以下のとおりとする。

(1) 中間報告

受託者は、令和8年7月末を目途に、5 業務内容(1)について、調査結果(速報)を宮崎県に提出すること。(詳細は、別途受託者に指示する。)

なお、成果物は、印刷物(1部)の他、電子データでも提出すること。

(2) 最終報告

受託者は、以下の印刷物(1部)とデータを提出すること。ただし、個人情報保護の観点から、個人を特定できる情報は排除すること。

①業務完了報告書

報告書とあわせて、本事業で実施した調査・分析等一式(収集したデータそのものを含む)を宮崎県に提出すること。(詳細は、別途受託者に指示する。)

②概要レポート

報告内容の要約版として、パワーポイント20ページ程度のレポートを作成すること。(県から市町村等に対する配布を想定)

8 著作権等の取扱い

- ・ 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は宮崎県が保有する。成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- ・ 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

9 その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、宮崎県と受託者で協議の上、業務を遂行すること。